

すかいらーくグループ株主様ご優待カードご利用規約

第1条（本規約の趣旨）

本利用規約（以下「本規約」といいます）は株式会社すかいらーくホールディングス（以下「当社」といいます）が発行する、以下に定義したすかいらーくグループ株主様ご優待カード（以下「本カード」といいます）のご利用について規定するものです。本カードのご利用者（以下「お客様」といいます）は本規約に従って本カードをご利用いただくものとします。

第2条（定義）

本規約において使用する語句の定義は、次のとおりとします。

（1）本カード

「本カード」とは、当社があらかじめ額面とカード番号を設定して発行し、当社システムサーバーに電磁的方法により残高（以下で定義します）が記録されるもので、その残高の範囲で商品等の合計額（税込金額をいいます）から割引を受けることができる機能を備えたものをいいます。

（2）取扱店

1. 「取扱店」とは、お客様が、本カードを利用することができる日本国内の当社グループの店舗または施設をいいます。

2. 具体的な取扱店の場所や情報に関しては、本規約末尾に記載された本カード発行元（お問合せ先）にお電話にてお問い合わせいただくか、当社のホームページ（以下「当社ホームページ」といいます）にてご覧いただけます。

3. 都合により、従来取扱店であった店舗または施設が閉店し、または取扱店でなくなる等により本カードがご利用いただけない場合でも、本カードがご利用いただけないことによる本カードの換金、返金等は行わず、またその他不利益または損害等につき、当社は一切の責任を負いません。

（3）対象商品、商品等

1. 「対象商品」とは、本カードを用いることができる取扱店において販売する商品および、取扱店が提供する役務（一部の商品および役務を除く。）をいい、「商品等」とは、対象商品のうち、お客様が購入する商品およびお客様が受ける役務をいいます。

2. 本カードは、テイクアウト商品にはご利用いただけますが、売店商品および宅配サービスにおける商品にはご利用いただけません。

（4）残高、利用金額

1. 「残高」とは、当社のシステムサーバーに記録された本カードの利用可能な金額（500円単位とします）をいい（当初の額面を含みます）、「利用金額」とは、商品等の合計額（税込金額をいいます）から、本カードを提示することにより、500円単位で実際に割引を受けることができた金額をいいます。

2. 本カードの残高に金額を追加することはできません。

3. 本カードを複数枚お持ちであっても、これらの残高を統合することはできません。

第3条（本カードの発行）

当社は、当社が定めた基準日に当社株式を保有いただいている株主様へのみ、保有株式数に応じた額面の本カードを発行するものとします。

第4条（本カードのご利用）

1. お客様は、取扱店において、商品等の合計額（税込金額をいいます）から、本カードを提示

することにより、本カードの残高を上限として、500円単位で割引を受けることができます。この場合、お支払い合計額及びお支払い後の本カードの残高はレシートに表示されますので、お客様はそれらに誤りがないかを確認するものとします。

2. 本カードの残高から利用金額が減少したことを意味する情報が、当社システムサーバーに記録された時点で、お客様の商品等の合計額（税込金額をいいます）から、当該利用金額が割り引かれます。ただし、利用金額を割り引いた結果、お支払合計額が0円を下回る場合であっても、差額の釣銭はお支払いいたしません。

3. お客様は、本カードを現金やクレジットカード等の支払い手段と組み合わせて用いることができます。その場合、本カードによる利用金額の割引が、他の支払い手段による支払いに先立って行われるものとします。

4. 本カードは、クーポン券との併用はできますが、すかいらくグループオーナー様割引券・すかいらくグループご家族優待券との併用はできません。

5. 本カードの利用金額に対して、Tポイントその他の電子ポイントは付与されません。当該電子ポイントご利用可能店舗であっても同様です。

6. 本カードの利用金額分は割引分であるため、利用金額に対する領収書の発行はいたしません。

7. 本カードまたは本カードの残高の換金、返金および払い戻し等はいたしません。

第5条（残高照会の方法）

1. お客様は、前条第1項に規定するレシートによる残高照会のほか、本規約末尾に記載された本カードの残高照会に関する残高照会サイトページでご確認いただく方法もしくは電話にてお問い合わせいただく方法により本カードの残高照会をすることができます。

2. 本規約末尾に記載された本カードの残高照会に関する残高照会サイトページでご確認いただく方法または電話にてお問い合わせいただく方法により、残高を確認される場合は、本カード裏面に記載されたカード番号およびPIN番号が必要です。

第6条（有効期限）

1. 本カードの有効期限は、取扱店の営業時間にかかわらず、発行日から1年後の月末の23時59分の経過をもって失効し、その後のお支払いにはご利用できません。

2. 本カードの有効期限は、本カードの裏面に記載いたします。

3. お客様は、有効期限が経過した本カードに関するご利用および払戻し等の請求権等の一切の権利を有しないものとします。

第7条（管理）

1. お客様は、本カードまたは本カードを特定するための情報（バーコード情報を含みますが、これに限られません。以下同じです）を第三者に許可なく利用され、または紛失することのないように厳重に管理するものとします。当社は、お客様の管理に起因するお客様または第三者に発生した一切の損害について責任を負わないものとします。

2. 当社は、第三者によって許可なく本カードまたは本カードを特定するための情報が利用された場合であっても、お客様本人が利用したものと扱うことができ、当該利用によって生じた一切の責任は、お客様に帰属するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。この場合、当社または第三者に損害が生じた場合には、当社または第三者に対してその損害を賠償するものとします。

3. 第三者から譲渡されたカード(転売や交換を含む)の残高については、何ら保証いたしかねます。

第8条 (禁止事項)

1. お客様は、本カードのご利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- ①本カードまたは本カードの情報の改ざん、偽造、または変造
- ②本カードの第三者への質権等の設定
- ③当社または第三者の権利または法律上の利益を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- ④犯罪行為またはそのおそれのある行為
- ⑤公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
- ⑥法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
- ⑦本規約に違反する行為
- ⑧その他本カードの利用を妨げる行為

2. 当社は、お客様が前項各号に違反した場合、当該違反から生じるトラブル等に一切関与しないものとし、かつ一切責任を負わないものとします。

第9条 (再発行等)

本カードを破損、汚損、紛失した場合、もしくは盗難、改ざんされた場合、またはお客様の許可なく本カードまたは本カードを特定するための情報を第三者に使用された場合であっても、本カードの機能の停止、返金、または再発行はいたしません。

第10条 (不正な取得・利用等)

1. 次のいずれかに該当するときは、当社または取扱店の判断により、お客様に本カードのご利用をお断りし、本カードを無効扱いとしたうえで、お客様の本カードを当社または取扱店にお引渡しいただくものとします。

- ①お客様が不正な方法により本カードまたは本カードを特定するための情報を取得され、または、お客様が不正な方法により本カードまたは本カードを特定するための情報を取得されたことを知って使用した場合や使用しようとした場合。
- ②本カードまたは本カードの情報が改ざん、偽造、または変造されたものである場合。
- ③本規約に違反した場合。
- ④その他、本カードの利用が不正であると当社が判断した場合。

2. 当社または取扱店は前項各号の疑いがある場合、調査のため一時的に本カードの利用をお断りし、必要に応じて本カードをお預かりできるものとします。

3. お客様は本条記載の場合においても、払戻しまたは本カードの再発行もしくは交換のいずれも一切請求することができないものとします。

第11条 (システム保守・障害等)

本カードに関するシステムの設計、管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に関する管理、その他やむを得ない事情により本カードの取扱店の一部または全店において、当社は予告なく本カードのご利用内容の一部またはすべてにつき一時的に

停止できるものとします。この場合、本カードがご利用いただけないことからお客様に不利益または損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

第12条（業務委託）

当社は、本カードに関して行う業務を第三者に委託する場合があります。

第13条（準拠法、裁判管轄）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に基づくご利用および取引に関して、お客様と当社または取扱店との間に紛争が生じた場合、当社の本店を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第14条（本規約の変更）

1. 当社は当社の判断において、いつでも本規約をお客様にあらかじめ通知することなく変更することができるものとします。

2. 本規約を変更するときには、変更後の本規約を当社ホームページ所定のページに掲示するほか、取扱店においても本規約の変更があった旨を告知いたします（当社が、軽微な変更であると判断した場合を除きます。）。

3. 変更された本規約の施行日以後に本カードをご利用される場合、変更後の本規約が適用されるものとします。

附則

本規約は、平成30年9月1日制定され、同日これを施行します。

《本カード発行元・お問合せ先》

株式会社すかいらくホールディングス
東京都武蔵野市西久保1-25-8
0120-125-807（お客様相談室）
<https://www.skylark.co.jp/index.html>

《本カードの残高照会》

[WEB：残高照会サイトページ]
PC・スマートフォン版
<https://www3.vcsys.com/s/skylark/p/>

フィーチャーフォン（ガラケー）版
<https://www3.vcsys.com/s/skylark/m/>

[電話]

すかいらく株主様ご優待カード管理センター
0120-723-765（9:00～21:00 年中無休）